



## 飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について

### 本年1月に北陸信越運輸局管内で2件連続酒気帯び事故が発生!!

昨年、8月に北陸信越運輸局から別紙の通り「飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について」通達が発出され、その徹底が指示されているところですが、本年に入り局管内で連続して2件の酒気帯び運転事故が発生しています。

飲酒・酒気帯び運転は、重大犯罪であり、到底許されるものではありません。当事者は当然のことですが、被害者や当事者家族までも不幸に陥れ、会社や業界の社会的信用をも失墜することとなります。

会員の皆様には、他人事と想ることなく、自らのことと捉え、この機会に管理者と運転者全員が共通の認識のもと、飲酒運転を絶対許さない強固な企業風土の構築に向けたお取組をいただきますようお願いいたします。

#### お知らせ

飲酒運転防止に係る事故防止セミナーが開催されます。ご参加ください。

対面＆オンライン同時開催

日時：令和8年2月3日（火）13：15～16：30

会場：TKP東京駅大手町カンファレンスセンターホール 22G

申込は、国土交通省HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01\\_hh\\_000119.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000119.html)

北信交貨第85号  
北信交監第54号  
北信技保第41号  
令和7年8月29日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿  
公益社団法人 長野県トラック協会会長 殿  
一般社団法人 富山県トラック協会会長 殿  
一般社団法人 石川県トラック協会会長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長  
自動車技術安全部長

### 飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について

飲酒・酒気帯び運転（以下「飲酒運転等」という。）の防止については、これまでも機会があるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところである。

しかしながら、今年度において、当局管内に営業所を置く貨物運送事業者による飲酒運転等が、7月、8月の間に4件相次いで発生した旨報告されており、「飲酒運転ゼロ」を目標としている「事業用自動車総合安全プラン2025」の達成に向けて業界一丸となって取り組んでいるところ、このような事態は極めて遺憾である。

当局としては、飲酒運転等を行った運転者の所属する営業所に対して、監査の実施等厳正に対処していくとともに、運送事業者及び運転者においても飲酒運転等の防止の取り組みの再徹底を今一度強く求めるところである。

については、飲酒運転等の撲滅を図るため、貴協会傘下会員に対して下記事項を指導徹底されたい。

#### 記

1. 運転者に対して、プロドライバーとしての誇りと自覚をもたせ、飲酒運転等の行為が社会的に許されないこと、飲酒運転等を行った場合に会社等に与える影響等について恒常的に教育すること。

2. 所属する各運転者の飲酒の習慣を把握し、業務中における飲酒の禁止について強力に教育すること。また、飲酒量に応じた体内でのアルコール分解時間等について運転者に認識させること。
3. 運送事業者は、点呼の重要性を再認識するとともに、厳正に確実な点呼を実施し、適切な運行管理を行うこと。また、運転者に対し、業務前点呼、業務後点呼、中間点呼について、必要性、重要性について認識させること。

以上